

平成29年9月定例教育委員会会議録

1. 日 時 平成29年9月8日(金)午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教育長 | 奥 真弥 |
| 教育長職務代理者 | 北浦 秀樹 |
| 委 員 | 南 一早枝 |
| 委 員 | 畑谷 扶美 |
| 委 員 | 山下 潤一郎 |
| 委 員 | 中村 スザンナ |
| 委 員 | 赤坂 敏明 |
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
- | | |
|-------------------|--------|
| 教育部長 | 上野 正一 |
| 文化財担当理事 | 鈴木 陽一 |
| スポーツ推進担当理事 | 谷口 洋子 |
| 施設担当理事 | 福島 敏 |
| 教育総務課長 | 樫葉 浩司 |
| 教育総務課施設担当参事 | 田中 伸宏 |
| 教育総務課給食担当参事 | 藪 剛司 |
| 学校教育課長 | 上田 和規 |
| 学校教育課学校指導担当参事 | 明渡 賢二 |
| 生涯学習課長 | 古谷 文彦 |
| 青少年課長 | 山隅 唯文 |
| スポーツ推進課長 | 山路 功三 |
| (庶務係) 教育総務課長代理兼係長 | 北庄司 俊明 |
5. 本日の署名委員 委 員
- | | |
|--|-------|
| | 北浦 秀樹 |
|--|-------|

議事日程

(報告事項)

- 報告第 23 号 教育委員会後援申請について
- 報告第 24 号 教育委員会後援実施報告について
- 報告第 25 号 事務局職員の異動について (教育総務課)

- 議案第 23 号 泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例制定及び同施行規則の制定について
(学校教育課)
- 議案第 24 号 泉佐野市いじめ防止対策審議会条例制定及び同施行規則の制定について
(学校教育課)

(午後 2 : 0 0 開会)

奥教育長

ただ今から平成 2 9 年 9 月の定例教育委員会議を開催します。
本日は、1 名の方から傍聴の申込みがあります。
許可致したいと思いますが、いかがでしょうか。

[異議なし]

それでは、傍聴を許可します。

[傍聴者 入室]

本日は委員全員が出席しているため、会議が成立しています。
本日の会議録署名委員は、北浦委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、本日の審議に入ります前に、8 月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がありましたら、お願いいたします。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、赤坂委員は後ほど署名をお願いします。

奥教育長

それでは、本日の審議に入りたいと思います。
まず、順序は前後いたしますが、報告第 25 号「事務局職員の異動について」を議題といたします。

報告をお願いします。

上野教育部長

報告第25号「教育委員会事務局職員の人事異動について」報告させていただきます。

9月1日付けで発令されました教育委員会事務局職員の人事異動につきましては、報告資料第25号の一覧表のとおりです。

奥教育長

では、報告第25号を終わります。

次に、報告第23号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

檜葉教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料第23号に基づいて説明。

新規2件、継続4件、計6件の事業内容について一括で報告

奥教育長

ただ今の教育委員会後援申請について、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

北浦委員

一つ目ですが、泉佐野国際音楽祭実行委員会と結構大きな名前が付いていて、コンクールか何かするのかなと思ったのですが、今聞いていましたら、場所も何か所かに分かれていて、何か作ったようなものを展示してということで、ちょっとイベントのイメージがわからないので、例えば、ここで海外から来られた人に歌ってもらって、ここで何かを展示してとか、もう少し詳しく説明をお願いします。

上田学校教育課長

場所の方が上善寺・つばき通り商店街とふるさと町屋館と、来友館というのは老人ホームでございます。商店街を舞台というところで、先ず、建物を利用しての展示があると聞いています。そして、商店街になると大規模にはできないと思うのですが、アーティストさんの音楽の披露などがあると聞いております。あと、商店街に並ぶのだらうと思いますが、事業所が作られた手作りのブースの出店だとか、特産品等のプロモーションをされるというふうに聞いております。内容的に今聞いているのは、これくらいです。

中村委員

まだ、企画段階ということですか。

上田学校教育課長

はい。今、開催要項をいただいています、こんなことをしますという概要が書いており、今申し上げた内容になるのですが、例えば、位置図があって、ここでこういうブースをやりますというのが今手元にありません。申し訳ございませんけれども、そういう内容で聞いております。

奥教育長

チラシとかはまだ無いのですね。この時期までに間に合わないということですね。

中村委員

国際とついているぐらいですから、友好都市のモンゴルの方とか、中国の方とかが来てくれるとかはあるのでしょうか。

上田学校教育課長

詳細がわかりましたら、報告させていただきますので、よろしくお願いします。

畑谷委員

何時から何時までとか時間帯はわかりますか。

上田学校教育課長

日時は、10月21日の土曜日、朝9時半から夕方4時までという予定になっております。

奥教育長

他ございませんか。無いようでございますので、以上で報告第23号を終わります。

次に、報告第24号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。

報告をお願いします。

檜葉教育総務課長

報告第24号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。報告資料24号「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。報告件数は今回6件でこれらはいずれも以前に教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第24号をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただいま報告がありましたが、委員の皆様でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

奥教育長

無いようでございますので、以上で報告第24号を終わります。

続いて議案審議にうつります。

議案第23号「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例制定及び同施行規則の制定について」

と議案第24号「泉佐野市いじめ防止対策審議会条例制定及び同施行規則の制定について」は関連する議案となりますので、一括して説明させていただきます。では、説明をお願いします。

上田学校教育課長

案件の1つ目、第23号といたしましては、「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例及び泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例施行規則の制定について」、2つ目は、第24号で「泉佐野市いじめ防止対策審議会条例及び泉佐野市いじめ防止対策審議会条例施行規則の制定について」でございますが、ともに関連性があるため2件をまとめてご説明させていただきます。

それでは、1つ目の「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例（案）」をご覧ください。

現在、9月議会におきまして、本条例は審議中で、議決後に条例の施行が可能となるもので、それにあわせて、施行規則の制定をお願いするものでございます。

条例の内容ですが、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定及び泉佐野市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に係る機関及び団体の連携を図るため、「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会」を設置するもので、基本方針に基づく取組みを効果的かつ円滑に推進していくにあたり、情報交換及び連絡調整などを行うための、必要な事項を定めるものでございます。

条例の構成としまして、第1条では協議会の設置について、第2条では組織について、第1項で委員定数を、第2項で委員の任命について、第3条では委員の任期について、第4条では会長及び副会長について、第1項でその設置と選任方法について、第2項、第3項でそれぞれの担任职務について、第5条では会議として、第1項で会議の招集等について、第2項で会議の成立要件、第3項で議事の決定方法について、第6条では委員の報酬及び費用弁償について、第7条では委任規定についてとしております。

最後に、附則の1としまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。また、附則の2としまして、委員の報酬について、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償についての条例の一部を改正するものでございます

次に、「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例施行規則」についてですが、まず、第1条では、協議会規則の趣旨につきまして規定しております。審議会規則は、泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例第7条の規定に基づき、泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

第2条では、関係者の出席につきまして規定しております。協議会は、必要があると認めるとき、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができるとしています。

第3条では、会議の公開について規定しております。協議会の会議は、公開とします。ただし、会議が(1)泉佐野市情報公開条例第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合、(2)会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合には、公開しないことができます。協議会の会議を公開するかどうかの決定につきましては、会長が行いますが、会長は、会議に諮り意見を聴くことができます。ただし、協議会の会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければなりません。

第4条では、庶務について規定しております。協議会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課に行うとしております。

第5条では、委任について規定しております。この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定めます。なお、附則としまして、この規則は公布の日から施行するとしております。

次に、2つ目の「泉佐野市いじめ防止対策審議会条例（案）」をご覧ください。現在、9月議会におきまして、本条例は審議中で、議決後に条例の施行が可能となるもので、それにあわせて、施行規則の制定をお願いするものでございます。

条例の内容ですが、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定および泉佐野市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行い、また重大事態が発生した際、その事実関係を明確にするための調査を行うために「泉佐野市いじめ防止対策審議会」を設置するものでございます。

条例の構成としまして、第1条では審議会の設置について、第2条では審議会の担当事務について、第3条では組織について、第1項で委員定数を、第2項で委員の任命について、第3項で委員の守秘義務について、第4条では委員の任期について、第5条では会長及び副会長について、第1項でその設置と選任方法について、第2項、第3項でそれぞれの担任職務について、第6条では会議として、第1項で会議の招集等について、第2項で会議の成立要件、第3項で議事の決定方法について、第7条では委員の報酬及び費用弁償について、第8条では委任規定についてとなっております。

最後に、附則の1としまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。附則の2としまして、委員の報酬について、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償についての条例の一部を改正するものでございます。附則の3では、いじめ防止対策推進法第30条第2項に規定する同法第28条第1項の規定に基づき、いじめ防止対策審議会による調査の結果について、市長が再調査の必要を認めた場合に設置する付属機関として、委員定数を5人とした「泉佐野市いじめ問題再調査委員会」を市長部局に設置するため、泉佐野市付属機関条例の一部を改正することとしたものでございます。

次に、「泉佐野市いじめ防止対策審議会条例施行規則」についてですが、まず、第1条では、審議会規則の趣旨につきまして規定しております。審議会規則は泉佐野市いじめ防止対策審議会条例第8条の規定に基づき、泉佐野市いじめ防止対策審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

第2条では、関係者の出席につきまして規定しております。審議会は、必要があると認めるとき、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができるとしています。

第3条では、会議の公開について規定しております。審議会の会議は公開とします。ただし、会議が、第1号、佐野市情報公開条例第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合、第2号、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合には、公開しないことができます。審議会の会議を公開するかどうかの決定につきましては、会長が行いますが、会長は会議に諮り意見を聴くことができます。ただし、審議会の会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければなりません。

第4条では、庶務について規定しております。審議会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課にて行うとしております。

第5条では、委任について規定しております。この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定めます。

なお、附則としまして、この規則は、公布の日から施行するとしております。

また、「泉佐野市情報公開条例（第6条抜粋）」、「いじめ防止等対策のための啓発及び予防・重大事態への対処チャート」を添付しておりますので、ご参考にしていただきますようよろしくお願いいたします。

この内容について簡単にもう少し分かりやすくしたフローチャートがございますので、補足の説明をさせていただきます。

今回、条例としてあげていますが、一つは、いじめの防止等対策のための啓発及び予防ということで、「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会」を教育委員会に設置するということになっています。主に予防ということですので、今後基本方針に基づき、いじめ防止の取組みを進めていくにあたって、ご意見をいただいたり、関係機関との連携を図りながらご意見をいただいたり、また、基本方針を見直す必要があれば、ご意見をいただきながら見直しにつなげていくというようなかたちで、組織が1つございます。こちらの方の組織は今のところ学校、教育委員会、警察、子育て支援課、人権推進課及び関係団体で約15人の定数としております。

次に、重大事象が発生し、その対処として、教育委員会が主体となって行う調査が必要となった場合、泉佐野市いじめ防止対策審議会を設置する必要がございます。その設置に関する事項を今回の条例であげさせていただいております。重大事象が発生した場合の調査、そういったところをこの機関でやるということになりまして、こちらの方の定員は5名としております。主には弁護士、大学教授、精神科医、心理的な専門分野の方を想定しております。

次に、図の一番下になりますが、防止対策審議会で調査をした結果が教育委員会に報告され、最終、市長の方に報告させていただいた際に、再度調査の必要があると認められた場合に、再調査を行う組織といたしまして、泉佐野市いじめ問題再調査委員会というのを設置することになっています。その設置に関する条例改正も今回附則としてあげさせていただいております。こちらの組織は市長部局の方に設置をいたします。

以上、3つの組織の関係は、こちらの資料のとおりになります。

説明は、以上です。

ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

奥教育長

「いじめ問題対策連絡協議会」と「いじめ防止対策審議会」この2つの条例を制定させていただいて、それぞれによる施行規則を定めるということの提案でございました。5月の教育委員会議において、市のいじめ防止の基本方針についてご承認いただいているのですが、それに基づく2つの条例の制定、施行規則につきまして、お諮りしており、チャート図を見ていただきましたらその辺の流れがよく分かると思います。

いじめ問題対策連絡協議会は定期的といいますか、年に何回か開催させていただき、いじめ防止対策審議会は重大事象が発生した時に開催させていただくということでごございます。なおかつ問題が解決しないということになって市長部局の方で再調査となれば、再調査委員会を設置して開くとい

う流れでございます。

2つの議案の説明につきまして、委員さんの方でご質問がありましたら、お願いします。

畑谷委員

いじめ防止対策審議会委員の市長部局の方は、子育て支援課とどこにおっしゃいましたか。

上田学校教育課長

協議会の方は子育て支援課と人権推進課を予定しております。それと説明にありませんでしたが、再調査委員会は市長部局の設置ということで、人権推進課の方で設置するという形になっています。

奥教育長

いじめの発生につきましては、主に子どもの関係ですから、学校で起こる可能性が非常に大きいのですが、学校に限らず、地域で起こる可能性もあるし、家庭とももちろん関係ありますので、とにかく、学校のみならず市全体で、いじめの未然防止に徹底して取組みを進めて行くとともに、重大事象が発生した場合には、条例をきちっと定めた上で、対応していくということでございます。

ご意見ございませんか。

山下委員

いじめが発生してからの流れについては、よくテレビの報道などで、日数がかかってというのがあると思います。事案によって変わってくると思いますが、出来るだけ早く報告なりを行なって、会議ができるような仕組みになっているのでしょうか。

上野教育部長

これまでも、いじめの対策というのを何もやって来なかった訳ではありません。いじめ防止対策推進法が平成25年に制定されて、こういう条例できっちり決めておかないと、なかなか実際に重大事象が生じた時に即応できるような体制でないということをも含めて、今回条例制定等もさせていただいております。そういう意味では体制が整っているのです、期間的にスピーディーに対応できるような体制をとってということで、ただ実際に重大事象の検証なり調査なりをしていった時に、どれだけの時間がかかるかというのは、今、山下先生がおっしゃられたように事案によって変わりますので、その都度教育委員会の皆さんに報告させていただくということは考えておりますので、よろしくをお願いします。

山下委員

この議案は、議会と一緒にされているとのことなのですが、万が一この教育委員会で議案が否決になったら、議会も一緒に駄目になってしまうのですか。

上野教育部長

いじめ防止基本方針についてご審議いただき、こういう条例を制定させていただくということもお

話をさせていただいたかと思います。そして、ご承認をいただきました。中身について全然聞いていた話と違うとなれば、そういうことも有りうるかなと思いますけれども、基本方針に基づいての条例制定ということでございますので、よろしくお願ひします。

万一そういうことになった場合は、対応を考えるようにしたいと思ひます。

奥教育長

よろしいですか。

山下委員

はい。

奥教育長

他にございせんか。

中村委員

今の議会中に審議中ということですが、まだ質問のやりとりは行われてないのですか。

上野教育部長

昨日の厚生文教委員会で審議していただいて、全員一致で可決していただきました。

奥教育長

他ございせんか。

無いようでございますので、議案第 23 号「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例制定及び同施行委規則の制定について」と議案第 24 号「泉佐野市いじめ防止対策審議会条例制定及び同試行規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございせんので、二つの議案については、原案どおり承認することに決定いたしました。

奥教育長

続いて、その他に移らせていただきます。

「第 5 回スポーツフェスタ泉佐野」についてスポーツ推進課長から願ひします。

山路スポーツ推進課長

資料で「第 4 回スポーツフェスタ泉佐野」という両面刷り 1 枚ものをご覧ください。これは昨年度のチラシのコピーでございます。今年度は「第 5 回スポーツフェスタ泉佐野」ということで、チラシの方が来週月曜日に出来上がりまして、各学校やこども園の方に配布するとともに、公共施設

の方に設置する予定でございます。

まず、時間帯の方は、昨年度同様、9時半から16時の予定でございます。

内容は若干昨年度と違ひまして、まず、武道場におきまして、武道体験として、柔道、少林寺拳法、合気道とございまして、今年度は空手も体験の方に追加させていただき予定でございます。

次に、昨年は、体育館内で、タグラグビーというラグビーのような安全なニュースポーツを紹介させていただきましたが、今年度はピロポロというホッケー、スティックを持つてするのですが、スポンジのような材質で、当たっても安全な道具を使って、体育館内で出来るというスポーツを紹介し、もちろん無料体験などもさせていただき予定でございます。

また、第5回ということで、記念の行事という意味合いもございまして、株式会社ジェイコムウエストりんくう局さんに協賛していただき、大型スクリーンプロジェクターを使って、昨年は泉佐野体操というものをスクリーンで流してご紹介させていただきましたけれど、今回はその泉佐野体操に加えて、「修造テニササイズ in 泉佐野」と題しまして、実際、松岡修造さんが来られるわけではないのですが、松岡修造さんがテニスラケットを使って行うエクササイズのようなものがWOWOの番組で放映されており、それを大型スクリーンで流しながら、松竹芸能のチョップリンさんという男性二人組の芸人さんに来ていただき、体育館の方へお越しいただいている皆さんと一緒に修造テニササイズと泉佐野体操を一緒にさせていただきます。

チョップリンさんは、ジェイコムさんの番組「ジモスポ」に出演されています。ジモスポは、このあたりの男の子や女の子が野球とか新体操をしているところに、チョップリンさんが来て、戦うのではないですけど、一緒にそのスポーツをしたりする番組です。

チョップリンさんには、それ以外のイベント、いろいろ体験とかありますけど、そういうところにも、時間の都合がつくようでしたら顔を出していただいて、一緒に子どもさん達と楽しんでいただくというような企画も考えております。

また、株式会社大塚製薬工場さんより、今薬局とかでもご覧になられたことがあるかと思うのですが、経口保水液のOS-1という熱中症とかにも効果的であるという飲料を今回提供していただいまして、来場される方々に1本ずつ配布させていただくとともに、熱中症対策と水分補給の取り方についての講座もさせていただき予定でございます。

昨年は延べ人数で2000人を超えるくらいの参加者があり、体験でもトランポリン、卓球、バドミントンなどは人気があり、常に体験されたりする人がいらっしたのですが、今年もそれら人気のあったような体験をとりいれて、より多くの方に来ていただきたいと考えております。

何か機会がありましたら、体育の日にイベントが末広体育館と末広グラウンドであるのでという声掛けをしていただけたらと思います。

こちらからのご説明とお願いは以上でございます。

奥教育長

只今の報告について、ご質問があればお願いいたします。

無いようですので続いて「スポーツ交流事業 スキー体験会 参加者募集」についてスポーツ推進担当理事からお願いします。

谷口スポーツ推進担当理事

それでは、(案)と書いています「スポーツ交流事業 スキー体験会 参加者募集」をご覧ください。

学校教育課さんをはじめ、子どもたちにスポーツをしてもらう、経験を積んでもらうという事業をいろいろしていただいておりますけれども、スポーツ推進課の方では、スポーツ推進協議会さんをお願いしまして、スキーの体験会を開催するというので、10月号市報で募集をさせていただきます。

行き先は、長野県駒ヶ根市の駒ヶ根高原スキー場というところで、車だと5時間ぐらいで着くところです。人工スキー場になっておりますので、基本的に雪のあるなしはあまり心配なく行けるということです。

対象者としては、1年目ということもございますので、市内在住の小学校5年生から中学生2年生まで、原則男女各10名ということで、どちらかが定員に満たずに、男の子が多い、女の子が多いという場合には定員までは採っていくということで考えております。応募者多数の場合は公開抽選といたします。本来であれば、ご兄弟で参加したい、お友達と参加したいという話もあり、100人とかの規模であれば、そういうのも有りかと思いますが、今回は20名の募集でございますので、1人ずつ自立していただくという意味も込めまして、抽選とさせていただきますことになっております。

日程ですが、雪の方がいくら人工雪といいますが、寒くなってからでないといスキー場の方がオープンしませんので、子どもたちが冬休みに入ってからということで、年末押し迫ってとなりますが、12月26日(火)～28日(木)までの2泊3日の予定で参ります。

宿泊先は、同じく駒ヶ根市にあります早太郎温泉郷というところで、この夏に視察を兼ねて打ち合わせに行って来ましたが、昔の修学旅行で泊まった感じのところ、合宿などで良く使われており、スポーツ推進委員さんも昔スキーの教室で利用したということです。近隣の新しい施設ですと、知らない子ども同士がツインの部屋に泊まるということになり、かなりしんどいのではないかと思います。それより、4人から5人ずつ男女別に分かれて、中学生のお兄ちゃんお姉ちゃん、小学生の子どもまでいるという、そういう部屋に泊まってもらった方がより良い体験ができるのではないかなということ、こちらにさせていただきます。

駒ヶ根市はスキー場がございますので、スキー連盟というのがございまして、向こうでは、そちらのジュニア部の子どもたちと交流をしていただけるということで、企画していただいております。

参加料は、市が全部出すということで無料になっておりますけれども、昼食代、そしてウェアとスキーのレンタル料、こちらの方は3日間あわせて15,000円を実費ということで負担していただくことになっております。

申込の方は、10月市報で公募しまして、10月末までに往復葉書で1人1枚ということでお申込みいただくという形になっております。

公開抽選は11月18日(土)、定員内であれば公開抽選はなしということになります。説明会は12月2日(土)、本人と保護者の方に出していただき、オリエンテーリングを兼ねて、顔合わせをさせていただきますと思っております。当然、スポーツ推進委員の方が同行するということになっております。

こういったツアーに関しては夏前から旅行業法の違反になるということで、各自治体でトラブルが起こっていたのですけれども、観光庁の方が、あまりにも行政が何もできないという状況の中で通達を出しまして、基本的に、自治体がツアーの実施に関与する場合のうち、ツアーの企画運営に関与し、かつ営利性、事業性が無いものであれば、旅行業法の適応がないというふうに解されました。

その通達では、自治体を実質的にツアーの企画運営に関与していること、安全及び旅行目的の確保のために、例えば、募集の段階から責任者をきちんと置きなさいとか、責任者は必ず旅行中に連絡の取れるようにしなさいとか、事故発生時に備えて、必ず保険に入りなさいというような条件をつけて、自治体がこういったツアーを企画して募集するというのはOKということになっておりますので、今回無事に募集の方が出来ることになっています。

皆様方もお知り合いの子どもさんでいらっしゃいましたら、是非お声掛けをいただいて、スキーと一緒に楽しんでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

奥教育長

只今の報告について、ご質問があればお願いいたします。

畑谷委員

付添いも兼ねて30人前後で行くと思うのですけれども、もし、子どもさんがウエアとかスキーを持っていても、全員が同じウエアでスキーをするために、全員がレンタルしなければダメなのでしょうか。

谷口スポーツ推進課理事

こちらとしては同じものを着ていただいている方が、段取りも良いのですが、お金がかかることですので、ただ、3日間借りるということで、旅行者を通して、すごく安くしてもらっていて、ゴーグル、帽子、手袋に、ウエア、スキーの板も全部借りてこの値段となっています。全部お持ちの場合、昼食代だけということになるのですけれども、例えば、帽子を持っているからと言われましても、もともとすごく安くなっているのです、値引き出来ないという状況です。ですから、どの程度お持ちなのかというところで、自己負担金の金額をご相談させていただきたいと思っております。基本はお持ちじゃないのかなと思っております。

畑谷委員

このウエア等一式って、中に着るタイツもあって、ソックスもあってというパターンではないですよね。

谷口スポーツ担当理事

ウエアの中に着る分については、またご説明させていただくのですが、少し暖かくなるようなシャツと靴下をはいていただこうと考えています。新しくスキー用にと買わなくても、普段来ている

ものを下に来てもらえれば、帽子も手袋もゴーグルも靴もウエアも全部付いていますので、それだけで滑れるような状態にはなっております。

山下委員

学校教育課の派遣事業では、教育委員が同行したりするのですが、そんなことは考えていないと思うのですが。

谷口スポーツ担当理事

今のところは、スポーツ推進委員さんと、1回目ということと、行政との関わりがございまして、事務局が同行させていただく予定です。

中村委員

これは2回、3回と続くような企画と考えてらっしゃるのでしょうか。

上野教育部長

1回きりでということではなくて、いつまでというのは分かりませんが、可能な限り、続けていければと考えています。

谷口スポーツ推進理事

場所の方は、一度行ってみて、駒ヶ根さんがいいのかどうかというのは少し検討になると思います。ただ、下打ち合わせにいった時、向こうのスポーツ推進協議会の方が非常に丁寧にいろいろ説明してくださり、スキー連盟さんの子どもたちとの交流についても、どういう形がどちらの子どもさんにも負担が無く、楽しく交流が出来るのかというあたりも考えてくださっていますので、何もなければ、続けて行けたら良いなと思っています。

中村委員

全くの初心者から、経験者、上級レベルがあり、20人の間で班分けも大変な気がするのですが。

谷口スポーツ推進理事

一応、インストラクターに班分けをしてもらうことになっています。実際に申込みがあってからオリエンテーリングまでの間に、アレルギーの問題等もございまして、細かいアンケートを取らせていただいて、クラス分けをさせていただき、それぞれの実力にあわせて楽しんでいただけるようには考えています。

赤坂委員

このスキー場はスキー専用になっているのですか。ボードだとかと一緒にしていたら、事故の率が高くなると聞きます。

それと、ここは中央道の駒ヶ根インターからどのくらいで、標高はどのくらいのところなのでしょう。

ようか。

谷口スポーツ推進理事

標高については、今詳しい資料を持ってなく、申し訳ございません。

駒ヶ根インターからは10分くらいで、子どもたちのバスの負担はそんなにはないと思います。

スキー場自体もこぢんまりとしており、2面くらいです。スノーボードも出来るのですが、きちっと向こうのインストラクターが入って行く教室ですので、そんなに無理のない作りになっています。あと、初心者の子どもたちが雪合戦したり、そりで遊んだりとかできる、小さい子どもさん用のスペースなんかもあります。

2、3回リフトに乗って滑ってもらって、スキーって楽しいなと思ってもらえるところまでは、いきたいなと言う話をしています。

赤坂委員

その早太郎温泉はゲレンデから、どのくらいのところにあるのですか。

谷口スポーツ推進理事

ゲレンデから1番近く、バスで5分かからないくらいです。

赤坂委員

そのまま旅館に入るというわけですか。

谷口スポーツ推進理事

ウェアなどは旅館の方に持ってきておきますが、スキーなどはゲレンデのロッジで借りますので、先に、バスに乗ってロッジへ行き、スキーや靴のサイズとかを合せる形になると思います。子どもたちへの負担はあまりない形にはなると思います。

南委員

私の上の子どもが中学校だったか高校だったかはっきり覚えてないのですが、たぶん、中学校からスキーに行ったような気がするのですが、今、中学校で行っているところは無いですね。安全面とかが心配で無くなったとか、そういうことですか。

奥教育長

中学校はどこも行っていないですね。教育課程もいろいろ変わって来て、しなくてはいけないことが増えて、難しくなったのではないのでしょうか。

赤坂委員

行方不明になるようなスキー場とは違うのですね。2面だけと言ったかな。コースとかそんなのは、多分ないのでしょね。

谷口スポーツ推進理事

はい。そうです。

少し長いロングのコースとショートのコースと2つぐらいで。下のところにそり遊びが出来るようなスペースがあります。

奥教育長

他にございませんか。

無いようですので、続いて「第5回いずみさの検定」及び「日根荘大木の里コスモス園」について文化財担当理事からお願いします。

鈴木文化財担当理事

「いずみさの検定」と「コスモス園」について、簡単にご説明させていただきます。

検定の方は今年で5回目を迎え、節目の年になります。日程は、昨年、一昨年と同様に11月3日(祝)に開催させていただきます。内容等につきましては、ちらしの裏面に要項等を載せておりますが、例年とほとんど変わりはありません。テキストは現在販売しており、ホームページからダウンロードもできます。テキストは240項目で、去年と同様の数になっております。去年までと違いますのは、去年の問題だけに限りますが、過去問として、試験問題と正解集をホームページに出しております。第1回目はおよそ240名から250名の参加があったのですが、2回目から去年まで、だいたい80名の参加で推移しております。もう少し参加を募りたいというのが、こちらとしては本音でございますし、泉佐野の総合計画に基づきまして問題を出しており、テキストを見ていただくと、だいたい泉佐野のことがわかるというような形にもなっていますので、是非ふるってご参加いただければと思っております。問題は非常に簡単しております。皆さん全員合格を目指してこちらも問題を作りたいと思っております。

続いて、コスモス園につきましては、皆様のご指導もいただき、今年3回目となります。開催期間は10月15日～11月5日、場所は大木の一步入る手前のあたりになり、昨年と同じ場所で開催させていただきます。面積も去年と同様の形になります。町づくり協議会の皆様、大木の方が中心となって実施していただいていますけれども、今年は三回目となりますので、かなり技術的に、種を蒔く時期等も研究されて、今だいぶん育ってきておりまして、この間の雨等にも負けずに頑張っているということを聞いております

よろしければ、今年もご覧いただければと思いますし、ご近所の方等にもご案内していただければと思います。以上です。

奥教育長

只今の報告について、ご質問があればお願いいたします。

中村委員

昨年の泉佐野検定がすごく難しかったというお話があったのですけれども、そうですか。

鈴木文化財担当理事

実は一昨年、27年度の第3回目が非常に難しかったということをごさいます。第3回の合格率を参考に申し上げますと、1級、2級、3級をあわせて180名の受験者の方がいらっしゃったのですが、その内11人の方しか通らず、合格率13.8%ということでした。ちなみに、1級は9人受けられて1人しか通らず、2級は23人受けられて0と全滅でございました。3級は48人の内10人しか通らず、合格率21%でした。この原因はと申しますと、テキストの項目が300、350とあったのですが、1回目、2回目とだんだんと出題していくうちに、3回目の検定では出す問題がなくなってきたということで、非常に難しくなりました。

これでは誰も通らないということで、昨年、かなり難易度を抑えるようにしました。それで、去年は79名の受験者のうち、1級、2級、3級合せて34名の方が通りました。それでも、合格率は約43%となり、1級が7人受けられて4人、2級が22人受けられて5人、3級が50人受けられて半数の25名通られたということで、なぜか2級の合格率が悪いという状況となっています。

今年は、少なくとも、3級は8割の方、2級は5割の方、1級は3割の方に合格していただくというのを目指し、問題を作っております、非常にこちらも苦勞しておるのですが、出来ましたら全員合格を目指して問題を作りたいと考えております。是非とも奮ってご参加いただけたらと思います。

中村委員

落とすための試験ではなく、受かるための試験に改革するということですか。

鈴木文化財担当理事

もちろん通っていただくための試験と考えておりますので、その辺誤解のないようお願いいたします。

奥教育長

中学生以下の受験は無料とありますが、最低の年齢とかあるのですか。

鈴木文化財担当理事

特に年齢に制限はありません。

1回目は小学生、中学生の方も受けられ、通った方もいらっしゃると聞いています。2回目以降、中学生以下の方は受けられていないようです。

奥教育長

他に質問ございませんか。よろしいですか。

無いようですので、教育長報告に移らせていただきます。

9月の校園長会での指示・指導事項となります。

はじめにということで、体育大会とか運動会がございますので、組体操について話しました。近年非常に慎重にというようなことが言われておりますなか、泉佐野市としては組体操のピラミッドを何段までにとかを決めていないのですけれども、あくまでも子どもの実態に合わせて、例年これを

目標でやっているからというのではなくて、その年その年の子どもの実態に応じた無理のない目標を立てていただいて、事故防止とともに成就感の達成が出来るようなところで、安全面に配慮してということで、熱中症対策も含めてお願いしました。

続いて、2番目は9月議会につきましては日程の説明をいたしました。

3番目の全国学力学習状況調査の結果につきましては、既に公表されておりますが、本市としても、今後、市の分析並びに各学校の分析を進めて行く方向で、学力向上のためにきちっと分析していただいて、実態に応じた適確な取り組みをお願いしますとの話をさせてもらっております。

続きまして、4番目の勤務実態の把握についてということで、昨今本当に働き方改革で、いろんなことが言われております。とりわけ80時間を超える残業時間につきましては過労死ラインと言われております。本市では幸いにもそのような事故は起こっておりませんが、本当に学校の中での子どもの指導等の業務につきましては厳しいものがあり、病休取得者もあるなか、起こってからでは遅いので、まずは管理職として時間外の勤務の実態をきちっと把握したうえで、適時指導をしていただきたいということを再三お願いしております。

5番目、その他といたしまして、大阪泉州農業協同組合さんの方から、同組合がカバーしている貝塚市以南への貢献事業として、何か学校のためにということで、今回、交通安全旗の寄贈をしていただきました。全部で1,000本のうち、泉佐野市には240本をいただきまして、各学校に配布をしております。

2つめが、今年もゆるキャラグランプリの2017年の投票にご協力くださいということでお願いをしています。

以上でございます。

私の報告で何かご質問等ございますか。

無いようですので、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。

次回の10月定例教育委員会会議は、10月5日の木曜日、午後2時から、市役所4階庁議室で開催いたします。

それでは、これをもって本日の会議は終了いたします。

(午後3時03分閉会)